

当局解説

3つの柱で新たな成長を後押しする CCGコード・対話ガイド ラインの改訂ポイント

金融庁企画市場局企業開示課
企業統治改革推進管理官

浜田 宰

金融庁企画市場局企業開示課

松本 伸弥

本改訂の経緯

コーポレート・ガバナンス改革は、2014年のスチュワードシップ・コード策定(2017年改訂・2020年再改訂)、2015年の本コード策定(2018年改訂)などの各般の施策により、一定の進捗がみられる。他方、企業側については、指名委員会・報酬委員会の設置が進んでいるものの、委員構成の偏り等によりその機能が必ずしも十分に発揮されておらず、企業価値向上の観点から適切な資質を備えた独立社外取締役の選定に必ずしもつながっていないなど、さまざまな課題が指摘されている。

こうしたなか、2019年4月には、金融庁・東証に設置された「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(座長…神田秀樹学習院大学大学院法務研究科教授(以下、「フォローアップ会議」という))において、「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」と題する意見書が公表され、コーポレート・ガバナンスに関して、監査の信頼性の確保とグループガバナンスの

はじめに

本年6月11日、(株)東京証券取引所(以下、「東証」という)をはじめとする全国の証券取引所において、コーポレートガバナンス・コードの改訂版(以下、「改訂版コード」という)が、また、金融庁において、「投資家と企業の対話ガイドライン」の改訂版(以下、「改訂版ガイドライン」という)が、それぞれ公表された。コーポレートガバナンス・コード(以下、改訂版コードとあわせて「本コード」という)は、2018年の改訂に続いて2度目の改訂、投資家と企業の対話ガイドライン(以下、改訂版ガイドラインとあわせて「対話ガイドライン」という)は、2018年の策定後、

【この章のエッセンス】

- 本年6月11日に、コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂を行った。
- 本改訂は、取締役会の機能発揮、企業の中核人材における多様性(ダイバーシティ)の確保、サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)をめぐる課題への取組みを3つの柱としている。
- 上場企業各社において、それぞれの実情に合った取組みが進められ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図られることを期待する。